

第二国立銀行

【横浜商業会議所月報】より

取引上きわめて重要な金融機関であったことを知り得る。また、設立理由のひとつに洋銀手形の発行があげられていることは、為替会社の発行した洋銀券が横浜商人にとって重要な意味をもっており、その業務を受け継ぐ機関を欲していたことも理解される。ともあれ、当初一〇〇万円の資本金で出発する構想でいた第二国立銀行が、二五万円という資本金で設立されるまでに、実に二年近くの歳月を要したのである。

第二国立銀行 の初期の経営

初期の株主構成は、旧特権商人(三井・小野)四万円、横浜商人(一七名)一九万九千九百〇〇円、地方商人(六名)四六〇〇円、残りその他となっている。このように、旧特権商人が一六割を占めるにすぎないのに、横浜商人は圧倒的なシェアをもち、しかも最大の株主が原、茂木であったことは、横浜商人の発言権が為替会社に比して増大したことを物語っている。

つぎに設立をみる以前の1873年8月、高崎・上田に支店を設置することが許可された。その理由としては、(一)遠路金銀輸送の途中、盗難の危険はもちろんである、輸送上の妨害のあること、(二)産業の便利をはかる、の二つがあげられている。このような意味から、生糸産地の中心地である高崎・上田に支店が設置されたのである。

また、同じく正式設立以前の1873年12月に、生糸引当の緊急融資をおこなっていることも注目し得る。当時、生糸価格の暴落があったことは前述

のとおりだが、これからの生糸商人を守るため、生糸引当の緊急融資をおこなったわけである。借り手は各地の生糸生産者および商人であるが、いずれも横浜商人の取引先であるとみられる。それは、このような引当貸しに対して、横浜商人である金子平兵衛・吉田幸兵衛・原善三郎・茂木惣兵衛の四人が保証人になっていることから明らかである。

このように、生糸売込商を中心とする横浜商人の資金需要をみたすことを目的に設立された第二国立銀行も、出発直後から、他の三国立銀行（東京第一国立銀行・新潟第四国立銀行・東京第五国立銀行）とともに、経営不振におちいった。その理由は、本来、政府紙幣にかえて銀行券を発行させ、これによって資金の集積をおこなおうとしたが、銀行券の信用が低下して、その流通が縮小したことによる。そこで、国立銀行は政府関係預金と政府からの借入金に依存せざるを得ず、政府の保護によってようやくその資金を確保できたのである。他方、資金需要は旺盛で、貸付業務は高い水準を維持し、資金の涸渇（トカ）に悩むところとなった。つまり、第二国立銀行は、資金運用面でその意義が存在したにもかかわらず、発券銀行としての機能を喪失し、その結果、資金の逼迫を生じ、ついには、貸付規模を小さくしなければならないほどの経営不振におちいったのである。そして、政府はこのような経営の行詰りに際して、「国立銀行条例」の改正をおこなった。そして、既存の四国立銀行もそれぞれ新しい改正条例にのっとった新しい国立銀行に転形していったのである。

三 「国立銀行条例」の改正と県下の国立銀行

「国立銀行条例」の改正は、これまで正貨兌換であった銀行券を政府紙幣兌換にすること（事実上の不換銀行券化）、銀行券の発行限度を資本金の八割まで引き上げること、最低資本金の引下げ、銀行券の引当てにあてる公債証書を四分利付以上に拡大



金禄公債証書

日本銀行蔵

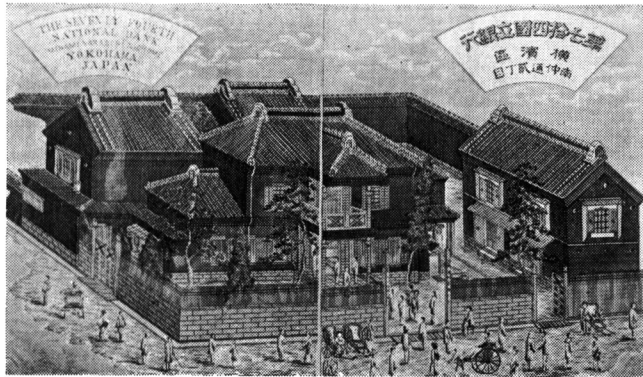
すること、などを含んでいたもので、銀行の設立がこれまでより容易となった。さらに、一八七八（明治十一）年八月に金禄公債証書の売買抵当約定の解禁によって、国立銀行の設立が旺盛となり、ついに、全国で一五三もの銀行の設立をみるにいたった。

県下国立銀行の設立

「国立銀行条例」の改正により、まず、第二国立銀行が転形をとげた。すなわち、第二国立銀行は一八七六（明治九）年十一月二十八日に新しいかたちの国立銀行として、開業を許可された。資本金は従来のまま二五万円、発行紙幣高は新しい条例にのっとって二〇万円となった。なお、資本金は七七年上期に三〇万円、七八年上期に五〇万円と増加した。

神奈川県下においては、このほか新しい国立銀行が設立された。一八七八年四月二十三日に八王子第三十六国立銀行（資本金五万円、銀行券発行限度四万円）、同年七月三十日に横浜第七十四国立銀行（同二五万円、同二〇万円）、翌七九年五月二十一日に程ヶ谷第三百三十二国立銀行（同七万円、同四万円）がそれぞれ設立された。このうち、八王子第三十六国立銀行は、国立の二文字がとられたあとの一八九三（明治二十六）年、多摩三郡の東京府移管に伴って、経営状態が思わしくなく、一八八三（明治十六）年四月から七月まで営業停止にあたりしたが、結局九二年に整理に入り、東京三十六銀行と改称した。また、程ヶ谷第三百三十二国立銀行は、同じく国立の二文字のとれた九三年に東京の株式仲買商

もう一つの地域的基盤は、福島県(岩代)二本松である。設立の当初に支店が設置されているが、設立時の株主構成でも株主二六名で二三・二割の株数のシェアをもっている。第二国立銀行が横浜↓前橋・高崎・上田の生糸取引を媒介したのにたいして、第七十四国立銀行は横浜↓岩代・福島の生糸取引の資金的媒介機能を果たしたものとみることができよう。



横浜第七十四国立銀行

神奈川県立博物館蔵

加東徳三によって買収され、増資のうえ東京に移り、東京第三百二十二銀行と改称した。そこで、ここでは横浜第七十四国立銀行を中心に設立事情を述べてみよう。

横浜第七十四国立銀行の設立経過

設立時の株主構成をみると、特定の大株主が存在せず、広範に株主が分散しているのが特徴である。比較的大株主とみられるのは、田中豊次部(大阪)、森二三(和歌山)、岩崎轅輔(和歌山)などの横浜以外在住のものである。条例の改正により、他の新たに設立された国立銀行と同様に、広い地域から資本金を集めることが可能となったことを示している。しかし、のちの一八八六(明治十九)年当時の株主構成から大口株主をみると、茂木惣兵衛・箕田長二郎・近藤良薫・大谷嘉兵衛・原善三郎・西村喜三郎・樋口登久次郎などである。これら大株主の大部分は、設立時には株主でなかったわけで、約九年の間に株主構成が大きく変動しているのを知ることができる。この間における生糸取引の異常な拡大が、横浜商人をして、第二国立銀行の資金量では少なすぎると感じさせ、第七十四国立銀行をも横浜商人の機関銀行として活用するよう仕向けたのではないかと思われる。

的小さい。この結果、自己資本と銀行券の発行に依存する、発券銀行としての性格が強かった。自己資本と銀行券は、密接な関係をもっていた。すなわち、図二一六の資金調達面にのせられている資本金と銀行券発行残高を加えたすべてが運用されていたのではない。資本金のうち、銀行紙幣抵当公債証券購入にあてられた部分は運用できない。したがって、資金の大部分は銀行券発行によったものとみなすことができる。民間預金の大部分は、商人からの営業預金の受入れであった。インフレーションが急速に進行していた当時としては、貯蓄性預金の吸収は困難であったようである。

他方、資金運用面では貸付け・当座貸越等信用供与の比重の高いことは、図二一六からも明らかとなる。貸付けについては、全体的に商人の比重が高く、動産貸し・信用貸し・荷為替前金等の形態の貸付けが多かった。土族の割合も低くないし、土地担保のものも多い。しかし、土族の場合は、件数が大きいので、一件当たりの金額が小さくなっており、あまり重要でない。これに反して、商人の場合は件数が少なく、一件当たりの金額が大きいから、銀行と商人の結びつきは強まる。当座貸越にも同様の傾向がみられる。したがって、同行は横浜商人を中心とし、地方商人を含めた商人のための信用供与機関とみることもできる。株主構成から、この商人は生糸取引に関係する横浜商人・地方商人ということになる。そこで、生糸取引に直接間接に関係する横浜商人または地方商人のための銀行と評価することができよう。さらに、割引手形・荷為替手形をみると、ここでも生糸・茶取引の資金的媒介という同行の性格をとらえることができる。

県下国立銀行の経営状態 当時神奈川県下には、四つの国立銀行が存在したことはすでに述べた。そこで、ここでは三つの国立銀行支店を含めた、県下の国立銀行の経営状態について分析してみよう。

県下の国立銀行についても、第七十四国立銀行の場合と同じく、資金調達面で自己資本と銀行券発行高の比重の大きさとが認められる。もっとも前述のように、自己資本から紙幣抵当公債証券分を差し引くから、自己資本の金額はそれほど高く

はない。しかし、現実に調達資金の一番大きな部分はこの二つから成り立っていたとみてよい。預金も、一八八一（明治十四）年から紙幣価値が安定化に向かうとともに変化をみせ、民間預金を中心に急増している。調達資金全体に占める比率はまだまだ小さいが、預金の伸びは、この時期が松方デフレ政策により通貨安定への努力、金融構造の整備というような、資本蓄積方式の変革の動きのみられる時期にあたることを示しており、国立銀行も発券銀行から預金銀行へと転換する過渡期にあったとみることができる。

つぎに、資金運用の側面をながめてみよう。一八七九（明治十二）年十二月末に全運用資金の四三・五割を占めていた諸公債証券保有は、八二年十二月末に三九・一割に落ち、反対に貸付金は三九・九割から四一・五割へと上昇している。また、運用資金量は一八八一年まで急増したあと、八二年以降低下している。これは、インフレーション下においては、企業活動が活発であったが、その後、松方のデフレ政策下において低下をみせたことによるものであろう。この結果、貸付金が一八八一年までは急増し、そのあとは絶対額でも低下している。この間、公債証券への資本の投下はほぼ同じ残高にとどまっていた。さらに、割引手形・荷為替手形の伸長が、この間のひとつの特徴となっている。企業に対する資金の運用形態として、それまでは貸付けまたは当座貸越のように担保付きのものが多かった。これにたいして、商品流通過程において生じた商業手形の割引を通じて、信用を供与する形式が徐々に増大してきた。これは、国立銀行が生糸や茶の流通の促進に寄与してきたことを示すものであろう。また、これは国立銀行が発券銀行から預金銀行・商業銀行化への道を歩みつつあったことを示すものとして注目されよう。

国立銀行の預金 銀行への転形

松方正義のデフレ政策が銀行経営に大きな影響を及ぼしたことは、すでにふれた。松方のとった金融政策は、(一)紙幣整理によって過剰に発行されていた紙幣の収縮をはかるとともに、中央銀行としての日本銀行

目の全金額に対する比率を表示（表二一六八）してみよう。まず、資金調達面については、自己資本の比率が比較的高いことがあげられる。この場合の自己資本には、株式資本金だけでなく、諸積立金が含まれており、一度その構成比が低下するが、明治二十年（一八八七）代に入って再び上昇する。つぎに、発行紙幣は消却が進められて、徐々にその調達資金に占めるシェア



横浜正金銀行（1880年設立）

神奈川県立博物館蔵

の設立と日本銀行のみに兌換銀行券の発行を許して通貨制度の統一を確立すること、(二)日本銀行を「銀行の銀行」として位置づけ、通貨の管理と金融の円滑化の機能を果たさせること、の二点を基本とした。そしてこのような措置によって、これまで銀行券の発行を認められていた国立銀行は預金銀行に転形せざるを得なかった。政府は「国立銀行条例」を改正して、国立銀行の預金銀行化を促進した。神奈川県下においては、前述のように、八王子第三十六国立銀行・程ヶ谷第百三十二国立銀行の二つが、いずれも一八九三（明治二十六年）になって東京へ移るので、本項では第二国立銀行と第七十四国立銀行の預金銀行化をとりあげてみよう。なお、この時点では、すでに横浜正金銀行（次編で記述）が設立されていたが、一八八六（明治十九）年末における上記三つの銀行の資力を比較してみると、横浜正金銀行資本金三〇〇万円、預金二二三万円に対して、第七十四国立銀行資本金四〇万円、預金四七万円、第二国立銀行資本金五〇万円、預金四五万円となっており、規模においては、横浜正金銀行が圧倒的に大きかった。

まずはじめに第二国立銀行の預金銀行化をとらえるために、おもな資産・負債項

表2-68 第二国立銀行の主要貸借対照表

区 分		1881年 上期末	1885年 上期末	1887年 上期末	1889年 上期末	1892年 上期末
		%	%	%	%	%
負 債 ・ 資 本	他 人 資 本					
	政 府 預 金	20.2	4.5	1.1	3.1	—
	国 庫 預 り 金	—	1.2	12.4	4.7	11.7
	定 期 預 金	4.1	12.7	6.1	6.9	5.2
	当 座 預 金	2.4	3.0	2.3	3.0	3.5
	そ の 他 預 金	0.3	0.6	8.5	1.3	—
	借 入 金	—	15.0	14.0	14.1	11.4
発 行 紙 幣	25.2	19.2	15.6	16.4	14.1	
自 己 資 本	47.8	43.8	40.0	50.5	54.1	
資 産	諸 公 債 証 書	36.0	35.5	37.6	36.9	
	貸 付 金	18.6	14.4	15.3	8.4	
	期 限 過 貸 付 金	1.4	1.0	0.4	0.4	
	当 座 預 金 貸 越	6.1	8.0	3.4	18.2	
	荷 為 替 手 形	6.4	1.1	0.8	0.2	
その他とも計		百万円 1,586	百万円 2,015	百万円 2,353	百万円 2,138	百万円 2,192

アも下がってくる。こうして、自己資本の比率は依然として高いが、当然のことながら銀行券への依存度が徐々に低下し、代わって預金のシェアが上昇する。とくに、民間預金が政府預金・国庫預金に比較して相対的に高くなり、預金銀行としての色彩を強めてくる。さらに、預金の内容では、貯蓄性預金の比重が高くなってきている。しかも、貯蓄性預金の預金者は企業とみられ、したがって、商況が活発化すると、会社企業は定期預金を払い戻して資金として活用し、商況不振の際には利子が高い定期性預金に預入れするという行動をとっていたとみられる。

総じて預金銀行化の過程において、政府資金の活用、企業資金の吸収手段として、預金が適応していくことが明らかとなり、これによっていちおう近代的預金銀行の衣装をまとっていく姿が浮彫りにされているように思える。なお、後述の第七十四国立銀行の場合と異なり、借入金、とくに日銀借入金に依存する度合はあまり高くない。

つきに、資金の運用面について分析してみよう。公債証書の全運用資金に占める比率が比較的安定していたのは、前の時期

表2-69 第七十四国立銀行主要勘定貸借対照表

区 分		1886年12月末	1890年6月末	1891年12月末
負債・資本	御用預金(定期・当座)	0.1%	0.8%	0%
	発行紙幣	12.7	12.7	8.4
	定期預金	9.2	7.3	6.9
	当座預金	9.7	6.6	8.0
	別段預金	0.9	7.5	0.3
	貯蓄預金	—	0.3	0.5
	借入金	43.4	17.7	39.2
	自己資本(株金・積立金)	19.2	23.5	25.7
資産	諸公債証券	12.1	16.4	11.4
	貸付金	60.7	41.4	63.2
	当座預金	10.3	20.8	9.1
	荷為替手形	0.5	1.4	1.0
	割引手形	0.1	0.7	1.1
その他とも計		百万円 2,374	百万円 2,086	百万円 2,962

の特徴であったが、この時期においても同様の現象がみられる。その内容では、五分利付の整理公債が最も大きな比率を占めていた。低利のこの種の公債は、市場の事情によって売買されたようである。その結果、一八八六―八七年には公債証券売買益を計上している。第七十四国立銀行と比較して、第二国立銀行の場合は、貸付金の比重が小さい。このため、収益勘定においても受取利息より諸公債証券利息の比重が高くなっている。資金量の規模はそれほど大きくないが、生系取引の拡大とともに生系担保の貸付けが著増するなど、第二国立銀行の貸付けの生系取引に果たした役割もきわめて大きかったとみてよいであろう。また、シェアの高い当座貸越も生系の商況、生系輸出と貸越残高の伸びとが一致しており、ここでも、生系金融機関としての第二国立銀行の性格が明確になっている。

つきに、第七十四国立銀行についても、主要な勘定科目について貸借対照表を作成してみると、表二・六九のとおりである。第二国立銀行に比較して政府預金の比重が小さく、代わって借入金シェアが高いことが資金調達面の特徴である。そこで、この点

だけをここで説明しておこう。借入金は、すべて日銀より借り入れたものである。第七十四国立銀行が日本銀行に依存しなければならなかったのは、やはり政府預金・国庫預金の低かったことと密接に関連しているように思える。預金銀行化しつつあるとはいえ、民間預金だけでは資金需要を十分に満たすことができず、さりとて政府資金による補強が期待できないとすれば、日銀信用に依存せざるを得なかったこともうなずける。

このように、第七十四国立銀行がオーバー・ローンになった背景には、貸付水準の高さがあったように思える。前述のように、同行の貸付残高の総運用資産における比率は高く、六〇割をこえることもしばしばあった。これに当座貸越を加えると、七〇割をこえることとなる。職業別貸付残高をとると、ほとんど全部が商人であり、抵当別貸付残高をとると、やはりほとんどが生糸であるという事実は、第七十四国立銀行がこの時期において、生糸売込商を中心とした横浜商人を中心とした機関銀行という性格を強くもっていたことを示している。そして、その点では第二国立銀行よりもその度合が高くなっている。

以上、第二国立銀行と第七十四国立銀行が、発券銀行から預金銀行化していく道程を追究してみた。資金の調達が変化しても、資金運用面の機能は本質的に変化していないところが明らかになった。このようなかたちで、預金銀行の色彩を濃くしていった国立銀行も、やがて普通銀行への道を進むこととなるが、それは「銀行条例」(一八九三年制定)の施行以後本格的に展開されていくのである。

四 私立銀行・銀行類似会社の設立

本項では、一八八七(明治二十)年ごろまでの神奈川県下の私立銀行・銀行類似会社を取り扱う。前項までは、政府が制度

の育成をはかった金融機関、すなわち為替会社・国立銀行について述べてきた。政府が上から育成を試みたこのような金融制度のほかに、民間の意欲によって、いわば下から成長をみせた金融機関が生まれてきた。古くから庶民の間に「講」とか「無尽」のような相互金融組織があったり、高利貸しが存在した土壌と、開港地や農村を中心とした旺盛な資金需要は、自然発生の民間金融機関の育成の大きな要因となった。まず、為替会社の経営が行き詰まり、解散したあと、国立銀行の経営に携わらなかった為替会社の役員のうち、ある者は野に下って金融機関を設立した。「国立銀行条例」制定後、同条例によらない金融機関が銀行と呼称することを禁じたため、いわゆる銀行類似会社として出発する。民間の金融機関で最初に銀行を名のったのは、三井銀行（一八七六年）だといわれている。この三井銀行と共立銀行以外は、銀行という名称を使えなかったようである。以上のように、一八七八（明治十一）年ころまでは、主として銀行類似会社というかたちで、民間金融機関が育成された時期である。

次いで、一八七九年以降、国立銀行の新しい設立が許可されなくなるや、私立銀行が相次いで創立をみた。なかには、従来の銀行類似会社が私立銀行へと名称を変えたものもあったようである。設立をみた私立銀行の数は多数に上った。このように、私立銀行と銀行類似会社とは明確に区別されながら育成されたわけではない。政府が私立銀行に一定の準則を定めるのは一八八四（明治十七）年で、それまでかなり数多くの私立銀行が破綻したのではないかと考えられる。そうした苦い体験が、のちの「銀行条例」制定へと結びついていくからである。ともあれ、こうしてはじめは銀行類似会社と私立銀行との明確な区別がないままに出発し、徐々に金融制度の発達のなかに位置づけられていき、結局は私立銀行と銀行類似会社という二つの体系へと分かれていくのである。そこで、この時期に関しては、両者をあまりきびしく分けなくて説明していった方が分かりやすいのではないかと思われる。

表2-70 神奈川県私立銀行・銀行類似会社の推移

年次	私立銀行			銀行類似会社		
	行数	資本金	1行当たり 資本金	社数	資本金	1社当たり 資本金
1880年末	1	千円 200	千円 200	5	千円 18	千円 3.6
1881 "	5	550	110	57	1,106	194
1882 "	12	1,068	89	58	469	81
1884 "	10	980	98	46	101	22
1885 "	10	940	94	47	117	25
1886 "	10	910	91	48	120	25

注 朝倉孝吉『明治前期金融構造史』188—195ページより作成。1880年の銀行類似会社の数字のみ6月末。

県下私立銀行・銀行類似会社の概観

一八七七（明治十）年以前に、県下に設立された銀行類似会社は数社存在したと類推できる資料はあるが、正確な数は不明である。たとえば、積小社（一八七五年五月二十九日設立、のちに小田原銀行に改名）、誠資社（一八七五年七月一日設立、のちに誠資銀行、横浜）の二つの存在は少なくとも確認されている。また、これより早く、前掲三井組が横浜に店舗をもって金融業務を営んだ記録が、明治四年（一八七二）以降について明確になっている。

ところが、一八八〇（明治十三）年以降の段階になると、私立銀行・銀行類似会社の設立数・資本金額等が資料的に明らかとなる。『日本帝国統計年鑑』によって、その実態を示してみると、表二一七〇のとおりである。この間の全国全体を、同じく前掲『統計年鑑』でみると、一八八〇（明治十三）年末には三八行（一行当たり資本金一八・四万円）にすぎなかった私立銀行は、八一年末には九〇行（同一・六万円）へと急増し、さらに八二年末には一七六行（同九・七万円）、八五年末には二一八行（同八・六万円）へと急増している。銀行類似会社も、これとほぼ同じテンポで増加している。すなわち、一八八〇年六月末には二二〇社（二社当たり資本金一・〇万円）だった銀行類似会社が、八二年末には四三八社（同一・八万円）、八四年末には七四一社（同一・〇万円）へと急増し、ピーク時八六年末には七四八社となっている。神奈川県の場合には、行数では私立銀行・銀行類似会社とも一八八二（明治十

五)年まで急増を続け、その後はやや減少している。また、一行当たりの資本金、すなわち規模では一八八一年がピークで、それ以後は、むしろ小さくなっている。このような傾向の特徴を明らかにするため、東京・大阪を除いた他の府県と比較してみよう。私立銀行・銀行類似会社を府県別に分類してみると、大きく二つに別れる。すなわち、一つは長崎・横浜の開港地であり、他の一つは養蚕・米・茶等の農産物をもつ府県である。このうち、とくに後者の農産米の場合は全体の動きを敏感に反映し、明治十年(一八七七)代を通じて増加している(以上、朝倉孝吉『明治前期金融構造史』一八八一―一九〇ページ参照)。神奈川県の場合には、いわゆる郡部の農業的要因で設立されたものと、開港場での資金需要にこたえるため、横浜で設立されたものと二種類が考えられ、前者は一貫して増加傾向を示すが、後者は明治十年代の後半には若干減少したのではなからうか。それは、横浜正金銀行の設立によって、貿易金融機構が拡充したこととも関連しているように思える。ともあれ、県内の民間金融機関は活発で、その数・資本金総額からいって、最も高い水準の府県のひとつに入れられる。

つぎに、具体的に設立された私立銀行・銀行類似会社の内容については、必ずしも明らかでない。『第一回銀行総覧』(一八九五年六月末現在)でみると、一八八二(明治十五)年末までに設立された私立銀行として、前掲小田原銀行(資本金一五万円)、前掲合資会社誠資銀行(資本金三万円)、共済株式会社(一八八一年一月二十日、共済社として設立、資本金二五万円、足柄上郡南足柄村)、横浜貯蓄銀行(一八八二年一月六日設立、資本金五万円、横浜)、江陽銀行(一八八二年四月十八日設立、資本金八万円、平塚)の五行が確認される。前掲『銀行総覧』刊行時までに廃業した旭銀行・上溝銀行(一八八一年五月設立)や一八九三(明治二十六)年に東京府に移管された多摩三郡の銀行(たとえば、青梅銀行・八王子銀行)も含まれていたもので、統計では数が多くなっているであろう(日本銀行調査局図書資料課編『神奈川県地方金融史年表』一〇九ページ参照)。その他、銀行類似会社として、共益社(一八八三年四月十六日設立)、共伸社(一八八一年三月「申合規則」制定―『資料編』16近代・現代⑥五七)、盛運社といった名前を見

出すことができる。また資料のなかに、一八八四（明治十七）年三月の武相銀行の預金元帳とみられるものがあり、県北部で営業していたひとつの私立銀行の名前を確認しうるが、同行もまた東京府に移管されたのではないかと思われる。さらに、東港銀行（一八八〇年十月設立、資本金二〇万円）の名前もみることができる。

県下私立銀行・銀行類似会社の経営

以上あげたほとんどの金融機関については、名前だけでその経営内容を明らかにすることができない。そこで以下、把握しうる範囲で、経営上の性格についてふれておこう。

横浜貯蓄銀行は、大谷嘉兵衛・箕田長二郎・茂木惣兵衛・近藤良薫等、当時第七十四国立銀行を経営していた人びとによって創立された。いわば、第七十四国立銀行の資金吸収ルートとして利用されたもので、本店も同行内におかれていたようである。支店についても、同行とまったく同じところにおかれ、同行の貯蓄銀行部という色彩が濃かった。のちに、貯蓄銀行制度が発達をみて、多くの銀行が系列の貯蓄銀行を設立するが、その県内における最初のケースとみられる。

また、共済社については、一八八五（明治十八）年の株主名簿と資本株高帳が残されているが、株主は足柄上・下両郡にわたっており、農村に広く根をおろしていたことが推測できる。月末における財務をみると、資本金に比して、預金はきわめて小さくなっている（一〇分の一以下）。さらに、資本金の八〇％以上を貸付けにあてている。このことから、同社は持ち寄った資本を貸し付ける機関で、預金銀行的色彩はもっていなかったとみるべきであろう。

最後に、資料的に明確になっている三井組横浜店に若干ふれておこう。同店の勘定帳で残っているのは、三井組が正式に三井銀行となる以前の明治四年（一八七二）から一八七四（明治七）年までのものである。まず、資金調達の側面であるが、預金吸収が中心であり、それも初期は政府関係預金が圧倒的に高かったが、後半、民間預金の伸びが著しくなっている。他方、資金運用面では貸付けが中心となっているが、その貸付先には、横浜為替会社をはじめ、その役員であった原善三部・橋本弁蔵

等の名前も出ていて、信用力・実績ともに高かったことを示している。また、担保についても、土地地券より商品の方が比重が高く、商業金融的性格がよくでている。

以上、わずかなケースについて、当時の金融機関の経営をながめてきた。県下の資金需要が貿易をめぐる商品取引から生じたものと、農村の米・養蚕等から生じたものに分かれ、それぞれに適合した民間金融機関が設立され、育成されてきたように思える。しかし、県下の金融機関がその活動を本格的に展開するのは、明治二十年以降とみられる。したがって、地方銀行として形成されていく姿については、次編でとりあげたいと思う。

第三章 三新法期の神奈川県財政

この章では、一八七八（明治十二）年から一八九八（明治三十）年までの二〇年間の県財政をとりあげる。この間、神奈川県は三新法とよばれる「郡区町村編制法」「府県会規則」「地方税規則」にもとづいて県政運営をおこなっていたが、この時期の県政は、三新法のなかった前の時期にくらべて飛躍的に整備される一方、新しい「府県制」にもとづいておこなわれた九年以降の県政とも、いろいろな点でちがった様相を呈している。それは全国的にみても、先行する混乱に満ちた維新の試行錯誤期と、後続の制度完成期とはさまれた中間的な時期であった。それがいかなるかたちで県の財政に投影されており、歴史的にいかんにか位置づけられるかを検討するのが、ここでの課題である。

第一節 三新法と三部経済制

一 三新法

一八七八（明治十二）年七月二十二日、太政官布告第一七・一八・一九号として公布された「郡区町村編制法」「府県会規則」「地方税規則」を、三新法あるいは三大新法という。新しい法律はつねに「新法」なのだから、この三つだけのことさら新法とよぶのは、おかしいようにみえる。しかし、秩禄処分も地租改正もいちおう順調に進展し、中央政府の権力確立のめどが立

ったこの時点で、今度は地方制度について新法が制定され、これによって中央のみならず地方をも通じて維新の混乱を抜け出す見通しが立ったのであるから、当時人びとがこれを新法とよんだのは、あながち見当はずれではなかったといつてよいのではなからうか。それはともあれ、三新法については、すでに多くの解説があり、とりわけ『通史編』4近代・現代(1)においてもとりあげられているので、詳細はそれらにゆずり、ここでは県財政をみるうえで必要なかぎり、簡単に説明しておくにとどめたい。

郡区町村 編制法

まず「郡区町村編制法」は、明治四年(一八七二)以来の大区小区制を廃止し、代わりに旧来の町村を行政単位として復活させた。というより、必ずしも定着していなかった大区小区制とちがって、むしろ実質上行政単位として生きていた町村を表面に出すことによって、地方行政をスムーズにおこないうるようになるようにしたといふべきであろう。なお、「人民輻輳ノ地」は「区」として郡から独立させうることとなったが、神奈川県では、これにもとづいて横浜が区となったのみならず、それまでも進行していた農村部と市街部との利害の対立が、この制度を契機にいっそう明確なかたちをとって、三新法時代の県政の焦点となったのであって、この制度は重要な意味をもつ。

府県 規則

「府県規則」は、はじめ四章三五条から成っていたが、施行後数年間ほとんど毎年改正が重ねられた。この制度以前にも、神奈川県を含めて全国各地で「民会」などという名で実質上の府県会や大小区会が開設されていたが、ここにいたって全国を通じて統一的な代議制議会が県レベルで創設されたのである。この府県会の最大の機能は、「地方税ヲ以テ支弁スヘキ経費ノ予算及ヒ其徴収方法ヲ議定ス」(「府県規則」第一条)ることであった。府県会の権限としては、このほか決算報告を受ける権、建議の権、諮問答申の権、議事細則制定の権、選挙の権などがあつた。ただし、会議の議案はすべて府知事・県令が発し(同第三条)、議決は府知事・県令の認可をまっしてはじめて施行され、もし府知事・県令がその議決を

認可しえないと認められた場合には、内務卿の指揮を仰いでこれを拒否しうる（第五条）などという強い制約があった。また、被選挙権は、満二十五歳以上の男子で県内に本籍をもち、満三年以上居住し、地租一〇円以上を納める者、選挙権は満二十歳以上の男子で県内に本籍をもち、地租五円以上を納める者が有資格者であった。一八八四（明治十七）年の『神奈川県統計書』によれば、選挙権者は三万一〇〇〇人余、被選挙権者一万六〇〇〇人余で、それぞれ県人口の三・八割、二・〇割に当たっていた（『通史編』4近代・現代(1)）。だが、横浜区は選挙権者の比率がわずか〇・八割にとどまり、だいたい五―六割を占める郡と著しい対照をなしていた。というのは、資格要件が地租納入に限られていたからである。これ以後の財政をめぐる県会におけるはげしい対立は、郡部・区部の経済構造の違いにもとづくことはいうまでもないが、県会のもつ県民代表としての機能に、はじめからこうした偏りがあったことも見逃せない。

地方税

「地方税規則」は全文七条からなる。ここでの地方税は府県税を意味し、各区限り町村限りの経費はその区町村内人民の協議にまかせ、地方税が支弁する限りにあらず、とされた。その地方税は、(1)国税たる地租の五分の

一以内、(2)営業税ならびに雑種税、(3)戸数割、の三税目で構成される。さらに、この規則はたんに地方税のみならず、それによって支弁されるべき一二費目を、以下のとおり定めている。(1)警察費、(2)河港道路堤防橋梁建築修繕費、(3)府県会議諸費、(4)流行病予防費、(5)府県立学校費及び小学校補助費、(6)郡区庁舎建築修繕費、(7)郡区吏員給料旅費及び庁中諸費、(8)病院及び救育所諸費、(9)浦役場及び難破船諸費、(10)管内限り諸達書及び揭示諸費、(11)勸業費、(12)戸長以下給料及び戸長職務取扱諸費。

なお、同規則によれば、会計年度は七月から翌年六月までの一か年で、府知事・県令は年度開始前の二月までに地方税で支弁すべき経費の予算および地方税徴収の予算をたてて府県会に提出し、その議決をまって執行し、五月に内務卿・大蔵卿に報告することを義務づけられている。同様に、決算についても、府知事・県令は毎年七月、一年度間の出納を計査して上記両卿

に報告し、かつ翌年通常府県会に報告すべきこととされている。

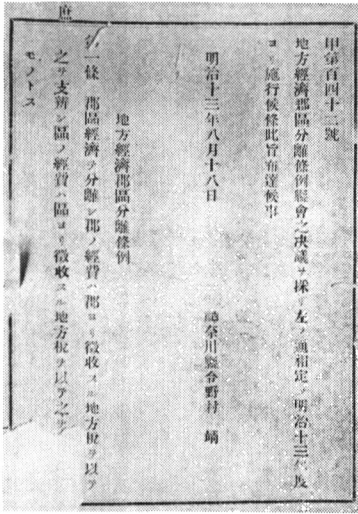
このうち、同規則はたびたび改正が繰り返される。一八八〇年四月第一六号布告（全文改正で、新たに予備費を設けたことと、府県会が予算を議決しなかった場合に、内務卿が前年度の予算額により徴税しうる旨の規定が重要であった）や、同年十一月の第四八号布告（中央におけるいわゆる松方財政の緊縮方針により、地方税を以て支弁すべき費目として新たに従来国庫支弁であった、（一）府県庁舎建築修繕費、（二）府県監獄費、（三）府県監獄建築修繕費の三つを追加したほか、府県土木費中官費下渡金を廃止し、これらを補うための府県での財源として従来の「地租五分一以内」を「地租三分一以内」に改めた）、八二年一月第二号布告（警察庁舎建築修繕費・区町村土木補助費・区町村教育補助費の各費目追加、および列挙以外の費目も府県会決議と政府の裁可を条件として可能になる）などのように、全国的に地方財政に大きな影響を与えたものは、もちろん神奈川県にとっても重要な意味をもつが、何といっても以後の本県財政にとって深刻な影響を与えたのは、次項でとりあげる一八八〇（明治十三）年五月二十七日第二六号布告「地方税規則中追加」であった。

二 三部経済制

三部経済制 第二六号布告は、「地方税規則」に区の経費と郡の経費とを分けうる旨の第一〇条を追加したものであり、以

への動き 後、神奈川県が東京・大阪・京都などとともに採用する三部経済制を認めたものである。というより、この改正は、もともと二度の神奈川県からの内務省あて上申を受けてなされたものであった（『府県制度資料』下巻 二五一ページ）。

それによってみると、この上申より先、神奈川県は県会自体を区と郡とに分離したいと申し出て中央から拒否され、それはせめて財政（当時の用語では「経済」―引用者）だけでも分離したい旨を上申しているのが、右の二つの上申なのである。ちな



地方経済郡区分離條例 県史編集室蔵

みに、大阪府では、すでに一八七八年に同様の伺を提出していることが『府県制度資料』下巻二五二ページからわかる。その理由は、いずれも同様であって、「横浜区ト他拾四郡トハ情態大ニ異ニ随テ地方税ノ經濟上郡区甚タ不平均ヲ生」ずるといふような、都市部と農村部との経済的なアンバランスにもとづく、財政上のアンバランスであった。とくに、神奈川県第二の上申書では「十二年度合一經濟ノ実験ニ於テモ其事情ヲ徴シ得ラレ候」と、明治十二年度の郡市対立の経験（『神奈川県会史』第一巻参照）をふまえての強い希望を示している。このため、おそらくそれまでは「一般法律ニ対シ大ニ特典ヲ請望候訳ニ付御詮議ニモ及ハレ難」いなどと拒否していた内務省も、やむなく「支出上郡区ノ權衡平衡」を得るために余儀ないものとして、県会分離は認めないまでも財政だけは認めることにしたのである。なお、東京府は七九年の「郡区地方税分離条例」によって、すでに分離をおこなっていた。こうして、全国を画一的に規制しようとした三新法は、まず先進的な都市をかかえる地域でその無理が露呈し、分離財政を認めざるをえなくなったのであるが、三府はともかく、県としてはこの時は神奈川県のみが分離にふみ切ったのである。

地方経済郡区分離条例 右の「地方税規則」改正を受けて、神奈川県として分離
区分離条例 を制度化したのが、一八八〇（明治十三年）八月十八日
 甲第一四二号「地方経済郡区分離条例」（『資料編』16近代・現代(6)三）である。同条例は四条からなっている。まず、第一条で郡と区の経費は、それぞれ郡と区から徴収される地方税をもって支弁するという一般的な定めがなされ、第二条では営業税・雑種税の税目の取捨選択および地租割・戸数割の税額は郡区でべつべつに定めうることにした。第三条は